感染症の予防及びまん延の防止のための指針

本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

１．目的

本指針は、本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）が行う事業の運営にあたり、感染症の予防とまん延防止のための体制を整備することを目的とする。

２．感染症対策に関する基本的な考え方

感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応は、利用者の安全管理の観点からきわめて重要であるため、事業所では、感染予防体制を整備し、利用者と職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

３．事業所内の組織に関する事項

感染症の予防及びまん延の防止等の取組みにあたり、以下の体制を整備する。

（１）感染対策委員会の設置及び委員

事業所内での感染症の未然防止と発生時の対策を検討することを目的に、感染対策委員会（以下「委員会」）を設置する。

委員会の委員は、本庄市社会福祉協議会事務局長（以下「事務局長」）及び事務局次長、事業所管理者、保健師及び看護師、その他、事務局長が認める者とする。

（２）委員会の開催

委員会は、おおむね６か月に１回以上、定期的に開催するともに、感染症発生時には必要に応じて随時開催する。

（３）委員会の役割

・感染症予防体制の確立に関すること
・感染症予防対策に関する情報収集、整理、職員への周知
・職員研修及び訓練の実施及び新任職員に対する研修の実施
・感染症発生時の対応と報告

４．平常時の対応

事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延の防止のため、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的に行い、清潔保持に努める。

職員は、手洗い、手指消毒、うがいや咳エチケット等の基本的な感染予防対策を行う。

５．感染症発生時の対応

事業所内で感染症が発生した場合は、速やかに発生状況の把握を行い、事務局長への報告及び本庄市や医療機関、保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。また、委員会は、その内容及び対応について職員に周知する。

利用者の感染が疑われる場合には、速やかに関係機関に連絡し、サービス利用の中止や変更を行う。

別に定める感染対策マニュアル及び感染症業務継続計画（BCP）等に従い、感染対策を実施する。

６．見直し等

本指針は、委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正することとする。

７．閲覧及び周知

本指針は、常時閲覧可能とし、事業所の事務所等に備えるとともに事業所ホームページにおいて公開する。

附　則

本指針は、令和６年４月１日より施行する。